

静岡市委託業務等成績評定審査基準

令和7年4月1日

1 趣旨

この基準は、静岡市委託業務成績評定要領に規定する成績評定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象

この基準の対象となる委託業務は、静岡市委託業務成績評定要領にて評定の対象となる委託業務とする。

3 担当監督員及び検査員審査基準

検査及び成績評定は設計図書によるほか、業務成績採点表によるものとし、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、又は評価比重の変更は行わない。）

4 主任監督員審査基準

（1） 審査方法

主任監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、総合的に評定を行う。

（2） 評定点範囲

業務成績採点表（主任監督員）の該当評価項目について、総合的に判断して評定する。

5 業務成績採点表について

（1） 業務成績採点表

評定者は、業務成績採点表(別紙)にて、採点を行う。業務成績採点表の種類は、次に掲げる業務成績採点表より、委託業務の発注業種から決定し、各評定者は同一の業務成績採点表を使用する。

① 業務成績採点表（測量）

② 業務成績採点表（地質調査）

③ 業務成績採点表（土木関係建設コンサルタント）

④ 業務成績採点表（建築関係建設コンサルタント）

（2）（1）の業務成績採点表の採点結果を考慮して、土木工事に係る委託業務にあつては、項目別評定点（様式第3-1号）、建築工事又は建築設備工事にあつては業務評価点（総合点）の内訳（様式第3-3号）を作成する。

6 業務執行に係る過失に伴う減点

（1） 業務執行上の過失

業務執行上不適切な行為があつた場合、減点することができる。

【適応事例】

- ・ 業務執行上、指摘、指導を行ったが、改善されなかった。（－3点）

- ・ 関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。（－３点）
- ・ 業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。（－３点）
- ・ 業務実施体制に問題があった。（－３点）

（２）守秘性に係る過失

業務に関する情報漏洩があった場合、減点することができる。

【適応事例】

- ・ 当該業務に関する情報漏えいがあり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。（－３点）

７ 事故等による減点等

（１） 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し入札参加停止等の措置を行った場合には、当該業務の評定点に対して、表－１を参考として減点する。

表－１ 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	入札参加停止 1 か月まで	入札参加停止が 1 か月を超える
考 査 点	－ 3 点	－ 5 点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。（－５点）
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。（－５点）
- ・ 一括再委託、請負を行った。（－５点）
- ・ 打ち合わせ協議又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。（－５点）
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。（－５点）
- ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。（－10点あるいは－15点）

（２）契約不適合による修補又は損害賠償における減点

成果物に、受注者の責任に起因する契約内容に適合しないものが存在し、契約書の担保条項等に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－２を参考として－20 点まで減点することができる。ただし、ここでの修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、静岡市委託業務成績評定要領に定める評定の修正を行うものとする。

表－２ 修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	修補又は 損害賠償の実施	故意又は重大な過失 により 修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－10点	－20点

(３) 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

低入札価格調査の中で、虚偽説明等があった場合は、当該業務の評定点に対して、10点減点する。また、委託業務等成績評定要領（以下、「評定要領」という。）に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領の様式第1及び第2に定める委託業務等成績評定表及び建築設計等委託業務成績評定表においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。